

1－1－8 品質証明

受注者は、当初設計金額が 1 億円以上及び低入札価格調査工事対象工事の場合には、次の各号によるものとする。

- （1）品質証明の実施方法は、品質証明実施基準による。
- （2）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- （3）品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは 1 級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （4）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を第 1 編第 1 章 1－1－4 施工計画書の第 1 項（15）その他に記載しなければならない。

1－1－8 品質証明

受注者は、当初請負金額が 1 億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、次の各号によるものとする。

- （1）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、一部完成、出来形、中間、中間技術、材料をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出しなければならない。
- （2）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- （3）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- （4）品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは 1 級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （5）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。
- （6）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を第 1 編第 1 章 1－1－4 施工計画書の第 1 項（10）その他に記載しなければならない。
- （7）品質証明の実施手順は別途「品質証明実施基準」によらなければならない

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成 29 年 11 月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成 29 年 11 月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（平成 29 年 11 月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和 2 年 9 月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成 26 年 3 月）
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成 31 年 3 月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成 4 年 12 月）
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成 2 年 11 月）
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和 49 年 7 月）
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成 2 年 9 月）
日本薬液注入協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年 6 月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成 26 年 12 月一部改正）
環境省	水質汚濁に係わる環境基準について	（平成 31 年 3 月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成 28 年 12 月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和 2 年 9 月）
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	（平成 25 年 10 月）
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成 24 年 5 月）
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	（平成 24 年 8 月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成 21 年 6 月）
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	（平成 22 年 4 月）
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	（平成 21 年 6 月）
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	（平成 24 年 7 月）
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	（平成 22 年 3 月）
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	（平成 11 年 3 月）
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（平成 24 年 4 月）
日本道路協会	舗装再生便覧	（平成 22 年 11 月）
日本道路協会	舗装施工便覧	（平成 18 年 2 月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	（平成 9 年 12 月）
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	（昭和 53 年 7 月）
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）	（平成 24 年 3 月）
建設省	道路付属物の基礎について	（昭和 50 年 7 月）
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	（令和 2 年 6 月）
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	（昭和 59 年 10 月）

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成 29 年 11 月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成 29 年 11 月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（平成 29 年 11 月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和 2 年 9 月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成 26 年 3 月）
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成 31 年 3 月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成 4 年 12 月）
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成 2 年 11 月）
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和 49 年 7 月）
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成 2 年 9 月）
日本 グラウト 協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年 6 月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成 26 年 12 月一部改正）
環境省	水質汚濁に係わる環境基準について（ 環境省告示第 6 号 ）	（令和 5 年 3 月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ ボラードの設置便覧	（令和 3 年 3 月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和 2 年 9 月）
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	（平成 25 年 10 月）
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成 24 年 5 月）
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	（平成 24 年 8 月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成 21 年 6 月）
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	（平成 22 年 4 月）
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	（平成 21 年 6 月）
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	（平成 24 年 7 月）
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	（平成 22 年 3 月）
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	（平成 11 年 3 月）
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（令和 3 年 10 月）
日本道路協会	舗装再生便覧	（平成 22 年 11 月）
日本道路協会	舗装施工便覧	（平成 18 年 2 月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和 4 年度改定版）	（令和 5 年 2 月）
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	（昭和 53 年 7 月）
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）	（令和 3 年 4 月）
建設省	道路付属物の基礎について	（昭和 50 年 7 月）
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	（令和 2 年 6 月）

旧

第3編 土木工事共通編

新

建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕	（平成 11 年 11 月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）	
	〔ボックスカルバート・擁壁編〕	（平成 11 年 11 月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成 14 年 5 月）
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	（令和 2 年 7 月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	（平成 13 年 12 月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）	（平成 13 年 12 月）
日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	（平成 29 年 3 月）
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	（平成 4 年 10 月）
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	（平成 21 年 4 月）
土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）	（平成 30 年 10 月）

日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	（昭和 59 年 10 月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕	（平成 11 年 11 月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）	
	〔ボックスカルバート・擁壁編〕	（平成 11 年 11 月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成 14 年 5 月）
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	（令和 2 年 7 月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	（平成 13 年 12 月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）	（平成 13 年 12 月）
日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	（平成 29 年 3 月）
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	（平成 4 年 10 月）
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	（平成 21 年 4 月）
土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）	〔2023 年制定〕
地盤工学会	地山補強土工法設計・施工マニュアル	（平成23年8月）

2-3-2 材料

1. 縁石工で使用するアスカーブの材料は、本編 2-6-2 アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第 2 編 2-7-2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずるものとする。
3. 小型標識工に使用する反射シートは、広角プリズム型（フルキューブ）反射シート、JIS Z 9117（再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。
4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。
 - （1）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
 - （2）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で 275g/㎡以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。
 - （3）熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20 μ m 以上の塗装厚としなければならない。
 - （4）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量が JIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた 300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。
 - （5）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。
 - （6）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（1）、（2）により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。
 - （7）鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。
 - ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所
 - ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所
 - ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合
5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。
 - （1）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
 - （2）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種（HDZ55）の 550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく 2 種（HDZ35）の 350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。

2-3-2 材料

1. 縁石工で使用するアスカーブの材料は、本編 2-6-2 アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第 2 編 2-7-2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずるものとする。
3. 小型標識工に使用する反射シートは、広角プリズム型（フルキューブ）反射シート、JIS Z 9117（再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。
4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。
 - （1）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
 - （2）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で 275g/㎡以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。
 - （3）熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20 μ m 以上の塗装厚としなければならない。
 - （4）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量が JIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた 300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。
 - （5）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。
 - （6）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（1）、（2）により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。
 - （7）以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。
 - ①凍結防止材を散布する区間
 - ②交通量が非常に多い区間
 - ③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）
 - ④温泉地帯など
 - ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所
5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。
 - （1）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
 - （2）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種（HDZT77）の 77 μ m（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく 2 種（HDZT49）の 49 μ m（膜厚）以上としなければならない。
 - （3）ガードレール用ビームの板厚が 3.2 mm未満となる場合については、上記の規定にかかわら

- (3) ガードレール用ビームの板厚が 3.2 mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。
- (4) 受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が 300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。
6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。
- (1) 反射体
- ①受注者は、形状が丸型で直径 70 mm以上 100 mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。
- ②受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。
- 白色 0.31+0.25x≥y≥0.28+0.25x
 0.50≥x≥0.41
- 橙色 0.44≥y≥0.39
 y≥0.99－x
- ただし、x、yは JIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE 三刺激値）の色度座標である。
- ③受注者は、反射性能が JIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表2－1に示す値以上である反射体を用いなければならない。

表2－1 反射体

(単位:cd/10.76lx)

観測角	反射体の色 入射角	白色			橙色		
		0°	10°	20°	0°	10°	20°
0.2°		35	28	21	22	18	13
0.5°		17	14	10	11	9	6
1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20

注) 上表は、反射有効径70mmの場合の値である。

- (2) 支柱
- ①受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。
- ②受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。
- ③使用する支柱の諸元の標準は表2－2に示すものとする。

- ず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。
- (4) 受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が 300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。
6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。
- (1) 反射体
- ①受注者は、形状が丸型で直径 70 mm以上 100 mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。
- ②受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。
- 白色 0.31+0.25x≥y≥0.28+0.25x
 0.50≥x≥0.41
- 橙色 0.44≥y≥0.39
 y≥0.99－x
- ただし、x、yは JIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE 三刺激値）の色度座標である。
- ③受注者は、反射性能が JIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表2－1に示す値以上である反射体を用いなければならない。

表2－1 反射体

(単位:cd／10.76lx)

観測角	反射体の色	白色			橙色		
	入射角	0°	10°	20°	0°	10°	20°
0.2°		35	28	21	22	18	13
0.5°		17	14	10	11	9	6
1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20

注) 上表は、反射有効径70mmの場合の値である。

- (2) 支柱
- ①受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。
- ②受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。
- ③使用する支柱の諸元の標準は表2－2に示すものとする。

表2－2 支柱の諸元

設置場所	設置条件		長さ (mm)	材質		
				鋼	アルミニウム合金	合成樹脂
	反射体の設置高さ (cm)	基礎の種類		外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3 以上	45×3 以上	60×4.5 (89)以上
		土中埋込基礎	1,450			
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6 以上	34×2 以上	60×3.5 以上
	120	コンクリート基礎	1,525			

注) () 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

④塗装仕上げる鋼管の場合

- 1) 受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
- 2) 受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用< Z 27 >の 275g／㎡（両面付着量）以上としなければならない。
ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。
- 3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20 μ m 以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。

⑤亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種（HDZ35）の 350g／㎡（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

表2－2 支柱の諸元

設置場所	設置条件		長さ (mm)	材質		
				鋼	アルミニウム合金	合成樹脂
	反射体の設置高さ (cm)	基礎の種類		外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3 以上	45×3 以上	60×4.5 (89)以上
		土中埋込基礎	1,450			
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6 以上	34×2 以上	60×3.5 以上
	120	コンクリート基礎	1,525			

注) () 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

④塗装仕上げる鋼管の場合

- 1) 受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
- 2) 受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用< Z 27 >の 275g／㎡（両面付着量）以上としなければならない。
ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。
- 3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20 μ m 以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。

⑤亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種（**HDZT49**）の **49 μ m（膜厚）** 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

2－3－9 小型標識工

1. 受注者は、視識上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。
2. 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。
3. 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。
4. 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。止むを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が 10℃以下における屋外での貼付け及び 0.5 m²以上の貼付けは行ってはならない。
5. 受注者は、重ね貼り方式または、印刷方式（スクリーン印刷方式やデジタル印刷方式等）により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。
6. 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。
7. 受注者は、2 枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。
8. 受注者は、2 枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10 mm以上重ね合わせなければならない。
9. 受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。
10. 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。
11. 受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。
12. 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。
13. 受注者は、支柱素材についても本条 12 項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。
14. 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。
15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641

2－3－9 小型標識工

1. 受注者は、視識上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。
2. 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。
3. 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。
4. 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。止むを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が 10℃以下における屋外での貼付け及び 0.5 m²以上の貼付けは行ってはならない。
5. 受注者は、重ね貼り方式または、印刷方式（スクリーン印刷方式やデジタル印刷方式等）により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。
6. 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。
7. 受注者は、2 枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。
8. 受注者は、2 枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10 mm以上重ね合わせなければならない。
9. 受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。
10. 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。
11. 受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。
12. 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。
13. 受注者は、支柱素材についても本条 12 項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。
14. 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。
15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641

- （溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/㎡以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。
16. 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。
- なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。
17. 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。
18. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/㎡、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmとしなければならない。
19. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。

2－3－10 防止柵工

1. 受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。
3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/㎡（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。

- （溶融亜鉛めっき）2種の（HDZT77）77μm（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については2種（HDZT63）63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZT49）49μm（膜厚）以上としなければならない。
16. 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。
- なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。
17. 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。
18. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/㎡、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmとしなければならない。
19. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。

2－3－10 防止柵工

1. 受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。
3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZT49）の49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。

2-6-2 アスファルト舗装の材料

1. アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。
- (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
- (2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
- (3) 粒度調整路盤材の最大粒径
- (4) 石粉以外のフィラーの品質
2. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、事前に道路用碎石として使用承諾を得たもので、監督員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。
- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
- (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材
3. 受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。
- (1) セメント安定処理に使用するセメント
- (2) 石灰安定処理に使用する石灰
4. 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。
- (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
- (2) 再生用添加剤
- (3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
- なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。
5. 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。
- (1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 2-18 の規格に適合するものとする。

表2-18 下層路盤材の品質規格

工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6 以下
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※30 以上 (40 以上)
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30 以上
		呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし

2-6-2 アスファルト舗装の材料

1. アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。
- (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
- (2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
- (3) 粒度調整路盤材の最大粒径
- (4) 石粉以外のフィラーの品質
2. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、事前に道路用碎石として使用承諾を得たもので、監督員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。
- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
- (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材
3. 受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。
- (1) セメント安定処理に使用するセメント
- (2) 石灰安定処理に使用する石灰
4. 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。
- (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
- (2) 再生用添加剤
- (3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
- なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。
5. 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。
- (1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 2-18 の規格に適合するものとする。

表2-18 下層路盤材の品質規格

工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生 下層路盤材 等	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6 以下
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※30 以上 (40 以上)
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30 以上
		呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし

	クラッシュラン鉄鋼スラグ (製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30 以上
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
		エージング期間	－	6 ヶ月以上

※①特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。

②再生下層路盤材を用いる場合は、修正CBRの規格値の値は()内の数値を適用する。

③再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が40%以下とするものとする。

④エージング期間は、製鋼スラグを用いた製鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

(2) 下層路盤材の粒度範囲は、表2-19の規格に適合するものとする。

表2－19 下層路盤材料の品質規格												
ふるい目の開き(mm) 粒度範囲(mm) 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率 (%)									
			53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	427 μ m	75 μ m
クラッ シー ヤラン	C-40	40～0	100	95 ～100	—	—	50 ～80	—	15 ～40	5 ～25		
	C-30	30～0		100	95 ～100	—	55 ～85	—	15 ～45	5 ～30		
	C-20	20～0				100	95 ～100	60 ～90	20 ～50	10 ～35		

6. 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-20、表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。

表2-20 上層路盤材料の品質規格			
種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
再生粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下

	クラッシュラン鉄鋼スラグ (製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30 以上
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
		エージング期間	－	6 ヶ月以上

※①特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。

②再生下層路盤材を用いる場合は、修正CBRの規格値の値は()内の数値を適用する。

③再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が40%以下とするものとする。

④エージング期間は、製鋼スラグを用いた製鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

(2) 下層路盤材の粒度範囲は、表2-19の規格に適合するものとする。

表2-19 下層路盤材料の品質規格												
ふるい目の開き(mm) 粒度範囲(mm) 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率 (%)									
			53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	427 μm	75 μm
クラッシュラン	C-40	40～0	100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25		
	C-30	30～0		100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30		
	C-20	20～0				100	95～100	60～90	20～50	10～35		

6. 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-20、表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。

表2-20 上層路盤材料の品質規格			
種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
再生粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下

	修正 CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]
--	-----------	--------------------	------------------

（注） ①粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が40％以下とするものとする。

②アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整碎石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。

表2－21 上層路盤材料の品質規格			
種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比（％）	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	－	6 ヶ月以上
	一軸圧縮強さ （MPa）	舗装調査・試験法便覧 E003	－
	修正 CBR （％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 （kg／l）	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

	修正 CBR（％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]
--	-----------	--------------------	------------------

（注） ①粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が40％以下とするものとする。

②アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整碎石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。

表2－21 上層路盤材料の品質規格			
種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比（％）	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	－	6 ヶ月以上
	一軸圧縮強さ （MPa）	舗装調査・試験法便覧 E003	－
	修正 CBR （％）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 （kg／l）	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

表2－22 上層路盤材料の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧E004	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ〔14日〕(MPa)	舗装調査・試験法便覧E003	1.2以上
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧E001	80以上
	単位容積質量(kg／l)	舗装調査・試験法便覧A023	1.5以上

(注) 表2－21、表2－22に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2－23の規格に適合するものとする。

表2－23 粒度調整路盤材の粒度範囲

ふるい目 粒度範囲 呼び名			通過質量百分率(%)									
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	425μm	75μm
粒度調整盤碎石	M－40	40～0	100	95～100	—	—	60～90	—	30～65	20～50	10～30	2～10
	M－30	30～0	—	100	95～100	—	60～90	—	30～65	20～50	10～30	2～10
	M－25	25～0	—	—	100	95～100	—	55～85	30～65	20～50	10～30	2～10

7. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2－8－1一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。
8. 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2－24、表2－25の規格に適合するものとする。

表2－22 上層路盤材料の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧E004	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ〔14日〕(MPa)	舗装調査・試験法便覧E003	1.2以上
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧E001	80以上
	単位容積質量(kg／l)	舗装調査・試験法便覧A023	1.5以上

(注) 表2－21、表2－22に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2－23の規格に適合するものとする。

表2－23 粒度調整路盤材の粒度範囲

ふるい目 粒度範囲 呼び名			通過質量百分率(%)									
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	425μm	75μm
粒度調整盤碎石	M－40	40～0	100	95～100	—	—	60～90	—	30～65	20～50	10～30	2～10
	M－30	30～0	—	100	95～100	—	60～90	—	30～65	20～50	10～30	2～10
	M－25	25～0	—	—	100	95～100	—	55～85	30～65	20～50	10～30	2～10

7. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2－8－1一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。
8. 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2－24、表2－25の規格に適合するものとする。

表2－24 製鋼スラグの品質規格
(第 2 編 表 2－10 参照)

表2－25 アスファルトコンクリート再生骨材の品質
(第 2 編 表 2－12 参照)

9. 受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。
10. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第 2 編 2－8－1 一般瀝青材料に示す 40～60、60～80 及び 80～100 の規格に適合するものとする。
11. 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。
12. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会）による。
13. 剥離防止対策
- (1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して 1～3 %を標準とする。
- (2) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して 0.3%以上とする。
14. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する粗骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。
15. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したもの等とする。
16. アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉碎した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。
17. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 2－26、表 2－27 の規格に適合するものとする。
- (2) アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。
18. 表 2－26、表 2－27 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。

表2－24 製鋼スラグの品質規格
(第 2 編 表 2－10 参照)

表2－25 アスファルトコンクリート再生骨材の品質
(第 2 編 表 2－12 参照)

9. 受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。
10. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第 2 編 2－8－1 一般瀝青材料に示す 40～60、60～80 及び 80～100 の規格に適合するものとする。
11. 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。
12. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会平成 22 年 11 月）による。
13. 剥離防止対策
- (1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して 1～3 %を標準とする。
- (2) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して 0.3%以上とする。
14. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する粗骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。
15. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したもの等とする。
16. アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉碎した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。
17. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 2－26、表 2－27 の規格に適合するものとする。
- (2) アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。
18. 表 2－26、表 2－27 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。

表 2－26 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		① 粗粒度 アスファ ルト 混合物 (20)	② 密粒度ア スファルト 混合物 (20) (13)	③ 細粒度ア スファルト 混合物 (13)	④ 密粒度ギ ャップアス ファルト 混合物 (13)	⑤ 密粒度アス ファルト混合 物 (20F) (13F)	⑥ 細粒度ギ ャップアス ファルト 混合物 (13F)	⑦ 細粒度ア スファルト 混合物 (13F)	⑧ 密粒度ギ ャップアス ファルト混 合物) (13F)	⑨ 開粒度 アスフ ァルト 混合物 (13)
		75				50				75
突固め 回数	1,000≦T	50				50				50
	T<1,000	50								
空隙率（％）		3～7	3～6		3～7	3～5		2～5	3～5	—
飽和度（％）		65～85	70～85		65～85	75～85		75～90	75～85	—
安定度kN		4.90 以上	4.90 (7.35) 以上	4.90 以上				3.43 以上	4.90 以上	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)		20～40						20～80	20～40	

〔注 1〕 T：舗装計画交通量（台／日・方向）

〔注 2〕 積雪寒冷地域の場合や、1,000≦T<3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。

〔注 3〕 （ ）内は、1,000≦Tで突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

〔注 4〕 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

残留安定度（％）＝（60℃、48時間水浸後の安定度（kN）／安定度（kN））×100

〔注 5〕 開粒度アスファルト混合物を歩道部の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を50回とする。

表 2－26 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		①	②	③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
		粗粒度 アスファ ルト 混合物 (20)	密粒度ア スファルト 混合物 (20) (13)	細粒度ア スファルト 混合物 (13)	密粒度ギ ャップアス ファルト 混合物 (13)	密粒度アス ファルト混合 物 (20F) (13F)	細粒度ギ ャップアス ファルト 混合物 (13F)	細粒度ア スファルト 混合物 (13F)	密粒度ギ ャップアス ファルト混 合物) (13F)	開粒度 アスフ ァルト 混合物 (13)	
突固め 回数	1,000≦T	75				50					75
	T<1,000	50									50
空隙率（％）		3～7	3～6		3～7	3～5			2～5	3～5	—
飽和度（％）		65～85	70～85		65～85	75～85			75～90	75～85	—
安定度kN		4.90 以上	4.90 (7.35) 以上	4.90 以上					3.43 以上	4.90 以上	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)		20～40							20～80	20～40	

〔注 1〕 T：舗装計画交通量（台／日・方向）

〔注 2〕 積雪寒冷地域の場合や、1,000≦T<3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。

〔注 3〕 （ ）内は、1,000≦Tで突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

〔注 4〕 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

残留安定度（％）＝（60℃、48時間水浸後の安定度（kN）／安定度（kN））×100

〔注 5〕 開粒度アスファルト混合物を歩道部の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を50回とする。

表2-27 アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類		①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧
		粗粒度ア スファル ト混合物	密粒度アスフ アルト混合物		細粒度ア スファル ト 混合物	密粒度ギャ ップアスフ アルト混合 物（静岡型）	密粒度アスファ ルト混合物		細粒度ギャ ップア スファル ト 混合物	細粒度ア スファル ト 混合物	密粒度ギャ ップア スファル ト 混合物
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)
仕上がり厚 cm		4～6	4～6	3～5	3～5	3～5	4～6	3～5	3～5	3～4	3～5
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13
通過質量百分率 （％）	26.5 mm	100	100				100				
	19 mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100
	13.2 mm	70～90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100
	4.75 mm	35～55	45～65	55～70	65～80	30～45	52～72		60～80	75～90	45～65
	2.36 mm	20～35	35～50		50～65	30～40	40～60		45～65	65～80	30～45
	600 μ m	11～23	18～30		25～40	20～30	25～45		40～60	40～65	25～40
	300 μ m	5～16	10～21		12～27	12～22	16～33		20～45	20～45	20～40
	150 μ m	4～12	6～16		8～20	5～12	8～21		10～25	15～30	10～25
	75 μ m	2～7	4～8		4～10	4～8	6～11		8～13	8～15	8～12
アスファルト量％		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8		6～8	7.5～9.5	5.5～7.5

混合物の種類		⑨ 開粒度アス ファルト 混合物 (13)	⑩ ポーラス アスファル ト混合物 (20) (13)	
仕上がり厚 cm		3～4	4～5	4～5
最大粒径		13	20	13
通過質量百分率 （％）	26.5 mm		100	
	19 mm	100	95～100	100
	13.2 mm	95～100	64～84	90～100
	4.75 mm	23～45	10～31	11～35
	2.36 mm	15～30	10～20	
	600 μ m	8～20		
	300 μ m	4～15		
	150 μ m	4～10		
	75 μ m	2～7	3～7	
アスファルト量％		3.5～5.5	4～6	

19. 再生下層路盤材混合所は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺に対する環境保全対策を施したものとする。

表2-27 アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類		①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧
		粗粒度ア スファル ト混合物	密粒度アスフ アルト混合物		細粒度ア スファル ト 混合物	密粒度ギャ ップアスフ アルト混合 物（静岡型）	密粒度アスファ ルト混合物		細粒度ギャ ップア スファル ト 混合物	細粒度ア スファル ト 混合物	密粒度ギャ ップア スファル ト 混合物
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)
仕上がり厚 cm		4～6	4～6	3～5	3～5	3～5	4～6	3～5	3～5	3～4	3～5
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13
通過質量百分率 （％）	26.5 mm	100	100				100				
	19 mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100
	13.2 mm	70～90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100
	4.75 mm	35～55	45～65	55～70	65～80	30～45	52～72		60～80	75～90	45～65
	2.36 mm	20～35	35～50		50～65	30～40	40～60		45～65	65～80	30～45
	600 μ m	11～23	18～30		25～40	20～30	25～45		40～60	40～65	25～40
	300 μ m	5～16	10～21		12～27	12～22	16～33		20～45	20～45	20～40
	150 μ m	4～12	6～16		8～20	5～12	8～21		10～25	15～30	10～25
	75 μ m	2～7	4～8		4～10	4～8	6～11		8～13	8～15	8～12
アスファルト量％		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8		6～8	7.5～9.5	5.5～7.5

混合物の種類		⑨ 開粒度アス ファルト 混合物 (13)	⑩ ポーラス アスファル ト混合物 (20) (13)	
仕上がり厚 cm		3～4	4～5	4～5
最大粒径		13	20	13
通過質量百分率 （％）	26.5 mm		100	
	19 mm	100	95～100	100
	13.2 mm	95～100	64～84	90～100
	4.75 mm	23～45	10～31	11～35
	2.36 mm	15～30	10～20	
	600 μ m	8～20		
	300 μ m	4～15		
	150 μ m	4～10		
	75 μ m	2～7	3～7	
アスファルト量％		3.5～5.5	4～6	

19. 再生下層路盤材混合所は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺に対する環境保全対策を施したものとする。

20. 再生下層路盤材混合所で材料となる発生材を貯蔵する場合は、路盤発生材およびセメントコンクリート発生材と、アスファルトコンクリート発生材は別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えたものとする。
21. 再生下層路盤材混合所では、ふるい分けられた再生骨材はごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。
22. 再生下層路盤材混合所における品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表 2－27－2 による。

表2－27－2 再生下層路盤材の品質管理項目と頻度

試 験 項 目	頻 度
粒度・含水比	1 回／出荷日ごと
すり減り試験	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと
修正C B R （突固め試験を含む）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと
液性・塑性限界試験（P I）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと

（注）ただし、2ヶ月間の出荷量が 1,000m³に満たない場合は、すりへり減量試験、修正CBR(突き固め試験を含む)、液性・塑性限界試験については、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。

23. 受注者は、出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、監督員に提示を求められた時には、速やかに提示しなければならない。
24. プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の P K－3 の規格に適合するものとする。
25. タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

20. 再生下層路盤材混合所で材料となる発生材を貯蔵する場合は、路盤発生材およびセメントコンクリート発生材と、アスファルトコンクリート発生材は別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えたものとする。
21. 再生下層路盤材混合所では、ふるい分けられた再生骨材はごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。
22. 再生下層路盤材混合所における品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表 2－27－2 による。

表2－27－2 再生下層路盤材の品質管理項目と頻度

試 験 項 目	頻 度
粒度・含水比	1 回／出荷日ごと
すり減り試験	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと
修正C B R （突固め試験を含む）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと
液性・塑性限界試験（P I）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと

（注）ただし、2ヶ月間の出荷量が 1,000m³に満たない場合は、すりへり減量試験、修正CBR(突き固め試験を含む)、液性・塑性限界試験については、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。

23. 受注者は、出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、監督員に提示を求められた時には、速やかに提示しなければならない。
24. プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の P K－3 の規格に適合するものとする。
25. タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の P K－4 の規格に適合するものとする。
タックコート用高性能改質アスファルト乳剤を使用する場合は、第 1 0 編道路編 2－3－7－4 排水性舗装工の規定による。

2-6-5 アスファルト舗装工

1. 受注者は、下層路盤（再生）の施工において以下の各規定に従わなければならない。
- （1）受注者は、浜松市、静岡県又は静岡県内の公共団体等が実施する立会検査による使用承諾書の提出により監督員の承諾を得なければならない。
- （2）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20 cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
- （3）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。
- ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
- （1）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。
- （2）受注者は、粒度調整路盤材の施工にあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15 cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20 cmとすることができる。
- （3）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。
3. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
- （1）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。
- （2）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。
- （3）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-28の規格によるものとする。
- ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。

2-6-5 アスファルト舗装工

1. 受注者は、下層路盤（再生）の施工において以下の各規定に従わなければならない。
- （1）受注者は、浜松市、静岡県又は静岡県内の公共団体等が実施する立会検査による使用承諾書の提出により監督員の承諾を得なければならない。
- （2）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20 cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
- （3）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。
- ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
- （1）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。
- （2）受注者は、粒度調整路盤材の施工にあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15 cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20 cmとすることができる。
- （3）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。
3. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
- （1）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。
- （2）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。
- （3）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-28の規格によるものとする。
- ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。

表2－28 安定処理路盤の品質規格

下層路盤

工法	機種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa
石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 7MPa

上層路盤

工法	機種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	2. 9MPa
石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa

- (4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
- (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で 1 ～ 2 回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1 層の仕上がり厚さが 30 cm を超えないように均一に敷均さなければならない。
- (9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後 2 時間以内で完了するようにしなければならない。
- (10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。
- (11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。
- (12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10 cm 以上、最大厚さの上限は 20 cm 以下でなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30 cm とすることができるものとする。

表2－28 安定処理路盤の品質規格

下層路盤

工法	機種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa
石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 7MPa

上層路盤

工法	機種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	2. 9MPa
石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa

- (4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
- (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で 1 ～ 2 回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1 層の仕上がり厚さが 30 cm を超えないように均一に敷均さなければならない。
- (9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後 2 時間以内で完了するようにしなければならない。
- (10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。
- (11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。
- (12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10 cm 以上、最大厚さの上限は 20 cm 以下でなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30 cm とすることができるものとする。

- (13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後 2 時間以内に完了するようにしなければならない。
- (14) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 2 層以上に施工する場合の縦継目の位置を 1 層仕上がり厚さの 2 倍以上、横継目の位置は、1 m 以上ずらさなければならない。
- (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15 cm 以上、横継目の位置を 1 m 以上ずらさなければならない。
- (17) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。
- (18) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。
4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によるものとする。
- (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2－29 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とする。

表2－29 マーシャル安定度試験基準値	
項目	基準値
安定度 kN	3. 43 以上
フロー値 (1／100 cm)	10～40
空げき率 (%)	3～12

注) 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm～13mmで置き換えて
マーシャル安定度試験を行う。

- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、舗設に先立って、(2) で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表 2－29 に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から 3 個のマーシャル供試体を作製し、次式によ

- (13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後 2 時間以内に完了するようにしなければならない。
- (14) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 2 層以上に施工する場合の縦継目の位置を 1 層仕上がり厚さの 2 倍以上、横継目の位置は、1 m 以上ずらさなければならない。
- (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15 cm 以上、横継目の位置を 1 m 以上ずらさなければならない。
- (17) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。
- (18) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。
4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によるものとする。
- (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2－29 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とする。

表2－29 マーシャル安定度試験基準値	
項目	基準値
安定度 kN	3. 43 以上
フロー値 (1／100 cm)	10～40
空隙率 (%)	3～12

注) 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm～13mmで置き換えて
マーシャル安定度試験を行う。

- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、舗設に先立って、(2) で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表 2－29 に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から 3 個のマーシャル供試体を作製し、次式によ

り求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。

なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mm を超える骨材だけ 25～13mm の骨材と置き換えるものとする。ただし、加熱アスファルト安全処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g) - 供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

- (5) 受注者は、施工面積 300 m²以下で過去 3 年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計決定表」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。
- (6) 材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものであるものとする。
- (7) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（2）及び設計図書で定められた配合、温度で混合できるものとする。
- (8) 受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。
- (9) 受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。
- (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。
- (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
- (12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。
- (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
- (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が 5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。
- (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散

り求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。

なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mm を超える骨材だけ 25～13mm の骨材と置き換えるものとする。ただし、加熱アスファルト安全処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g) - 供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

- (5) 受注者は、施工面積 300 m²以下で過去 3 年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計決定表」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。
- (6) 材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものであるものとする。
- (7) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（2）及び設計図書で定められた配合、温度で混合できるものとする。
- (8) 受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。
- (9) 受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。
- (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。
- (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
- (12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。
- (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
- (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が 5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。
- (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散

布は、第5項（7）、（9）～（11）によるものとする。

- （17）受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10 cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。
- （18）機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
- （19）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。
- （20）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。
- （21）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。
- （22）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
- （23）受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
- （24）受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15 cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。
- （25）受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。
- なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。
- 5．受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
- （1）受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表、または公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- （2）受注者は、舗設に先立って、本項（1）で決定した加熱アスファルト混合物について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2－26に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表、または公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- （3）受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。
- （4）受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表、または公共団体等による現場配

布は、第5項（7）、（9）～（11）によるものとする。

- （17）受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10 cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の温度を決定するものとする。
- （18）機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
- （19）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。
- （20）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。
- （21）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。
- （22）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
- （23）受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
- （24）受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15 cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。
- （25）受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。
- なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。
- 5．受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
- （1）受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表、または公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- （2）受注者は、舗設に先立って、本項（1）で決定した加熱アスファルト混合物について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2－26に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表、または公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- （3）受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。
- （4）受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファ

合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。

開粒度アスファルト混合物以外の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

開粒度アスファルト混合物の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$$

- （5）受注者は、施工面積 300 m²以下で過去3年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計決定結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。
 - （6）混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については第4項（10）～（15）によるものとする。
 - （7）受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
 - （8）受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
 - （9）プライムコートの使用量は1.2ℓ/m²とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/m²とする。
 - （10）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。
 - （11）受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。
 - （12）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。
 - （13）混合物の敷均しは、第4項（16）～（18）によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7 cm以下とするものとする。
 - （14）混合物の締固めは、第4項（19）～（21）によるものとする。
 - （15）継目の施工は、第4項（22）～（25）によるものとする。
 - （16）アスカープの施工は、第5項によるものとする。
- 6．受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。
- 7．受注者は前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。
- （1）受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、締固めにより不陸を生じないように

ルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表、または公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。

開粒度アスファルト混合物以外の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

開粒度アスファルト混合物の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$$

- （5）受注者は、施工面積 300 m²以下で過去3年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計決定結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。
 - （6）混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については第4項（10）～（15）によるものとする。
 - （7）受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
 - （8）受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
 - （9）プライムコートの使用量は1.2ℓ/m²とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/m²とする。
 - （10）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。
 - （11）受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。
 - （12）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。
 - （13）混合物の敷均しは、第4項（16）～（18）によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7 cm以下とするものとする。
 - （14）混合物の締固めは、第4項（19）～（21）によるものとする。
 - （15）継目の施工は、第4項（22）～（25）によるものとする。
 - （16）アスカープの施工は、第5項によるものとする。
- 6．受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。
- 7．受注者は前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。

- しなければならない。
- (2) 受注者は、路盤の仕上り厚が 2 層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
- (3) 受注者は、タンパー・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを 10 cm 以下になるようにまき出さなければならない。
- (4) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。
- (5) 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
- (6) 受注者は、混合物の敷均しにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。
- 受注者は、やむを得ず 5℃ 以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組み合わせるなどして、所定の締固め度が得られることを確認したうえで施工しなければならない。
- ① 舗設現場の状況に応じて、混合物製造時の温度を普通の場合より若干高めとする。ただし、アスファルトの劣化をさけるため、混合物の温度は必要以上に上げないように留意する。
- ② 混合物運搬車の荷台に、帆布を 2～3 枚重ねて用いたり、特殊保温シートを用いたり、木枠を取り付けるなど、運搬中の保温措置を施す。
- ③ 敷き均し時の連続作業に心掛け、アスファルトフィニッシャのスクリーンを混合物の温度程度に加熱する。
- ④ 作業を中断した後、再び混合物の敷均しを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を過加熱に注意しながらガスバーナ等で加熱する。
- ⑤ 転圧作業のできる最小範囲まで混合物の敷均しが進んだら、直ちに締固め作業を開始する。

- (1) 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、路盤の仕上り厚が 2 層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
- (3) 受注者は、タンパー・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを 10 cm 以下になるようにまき出さなければならない。
- (4) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。
- (5) 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
- (6) 受注者は、混合物の敷均しにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。
- 受注者は、やむを得ず 5℃ 以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組み合わせるなどして、所定の締固め度が得られることを確認したうえで施工しなければならない。
- ① 舗設現場の状況に応じて、混合物製造時の温度を普通の場合より若干高めとする。ただし、アスファルトの劣化をさけるため、混合物の温度は必要以上に上げないように留意する。
- ② 混合物運搬車の荷台に、帆布を 2～3 枚重ねて用いたり、特殊保温シートを用いたり、木枠を取り付けるなど、運搬中の保温措置を施す。
- ③ 敷き均し時の連続作業に心掛け、アスファルトフィニッシャのスクリーンを混合物の温度程度に加熱する。
- ④ 作業を中断した後、再び混合物の敷均しを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を過加熱に注意しながらガスバーナ等で加熱する。
- ⑤ 転圧作業のできる最小範囲まで混合物の敷均しが進んだら、直ちに締固め作業を開始する。